

より、 10月以降の保険料については市区おいて、政令の改正により、本年 払った世帯主または配偶者に社会 町村等へ一定の手続を行うことに 保険料控除が適用されます。 ととされました。この場合には、 うことを選択することができるこ 者が口座振替により保険料を支払 口座振替によりその保険料を支 今般の長寿医 被保険者の世帯主または配偶 年金からの特別徴収に代え 政令の改正により、 度の見 直 し

ときの所得税・個人住民税の負担 者が口座振替により支払う場合で された場合と、世帯主または配偶 額が変化する場合があります。 方が変わるため、 このように、年金から特別徴収 社会保険料控除が適用される 世帯全体で見た

)保険料に係る社会保険料控除

取扱いはどのようになりますか。 払った場合で、社会保険料控除の 曺 た場合と口座振替により支 長寿医療制度の保険料 年金から特別徴収され

を一にする配偶者その他の親族の 社会保険料控除について 自己または自己と生計 居住者が、各年におい

> ります。 場合には、その支払った人に社会 負担すべき社会保険料を支払った 保険料控除が適用されることにな

の場合、 除が適用されます。 その年金の受給者に社会保険料控 は年金の受給者自身であるため、 方法により徴収されています。 その保険料が年金から特別徴収の る長寿医療制度では、 平成20年4月から実施されてい その保険料を支払った人 原則として ح

合には、 らの特別徴収に代えて、被保険者 の手続を行うことにより、年金か 料については、市区町村等へ一定 料を支払った世帯主または配偶者 できることとされました。この場 の世帯主または配偶者が口座振替 により保険料を支払うことが選択 に社会保険料控除が適用されます。 一方、平成20年10 口座振替によりその保険 月以降の保険

○口座振替により支払った 保険料に係る社会保険料控除

医療制度の保険料を私が 口座振替により支払いまし 生計を一にする妻の長寿

間

保険料控除の適用を受けることが その保険料について、私が社会

できますか。

この場合には、 村等 れます。配偶者に社会保険料控除が適用さ とが選択できることとされました。 の保険料を支払った世帯主または 口座振替により保険料を支払うこ 被保険者の世帯主または配偶者が 年金からの特別徴収に代えて、 へ一定の手続を行うことによ ついて、平成20年10月以降 の保険料については市区町 長寿医療制度の保険料に 口座振替によりそ

り、

れます。 あなたに社会保険料控除が適用さ により支払った保険料については、 したがって、 あなたが口座振替

一問い合わせ

○保険料の納付について 健康増進課 医療保険班

377 - 5502

ます。 を「長寿医療制度」と呼称してい ※文章中 「後期高齢者医療制度